

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東かがわ市は、個人住民税・森林環境税に関する事務において、特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東かがわ市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税・森林環境税に関する事務
②事務の概要	東かがわ市では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で東かがわ市に住所があり、前年に一定以上の所得があった人に対して、個人住民税・森林環境税を課税する。税額は広く均等に負担していただく個人住民税均等割と、所得に応じて負担していただく個人住民税所得割及び森林環境税との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には次のとおり。 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握及び課税資料を整備 ②前年所得の申告を受付 ③課税資料(申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等)を合算、内容の確認 ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税・森林環境税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑦当初税額確定後の異動情報の内容から更生し、納税義務者へ通知
③システムの名称	個人住民税システム、確定申告支援システム、国税連携システム、eLTAXシステム、マイナポータル申請管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 総務課 Tel.0879-26-1214

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 税務課 TEL0879-26-1216
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☒ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 計数時点	平成26年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 計数時点	平成26年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	—	評価書のとおり	事後	
令和7年9月1日	評価書名	市県民税 基礎項目評価書	個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年9月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	評価書名の変更に伴う変更	評価書名の変更に伴う変更	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	市県民税	個人住民税・森林環境税に関する事務	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市県民税の課税	東かがわ市では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で東かがわ市に住所があり、前年に一定以上の所得があった人に対して、個人住民税・森林環境税を課税する。税額は広く均等に負担していただく個人住民税均等割と、所得に応じて負担していただく個人住民税所得割及び森林環境税との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には次のとおり。 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握及び課税資料を整備 ②前年所得の申告を受付 ③課税資料(申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等)を合算、内容の確認 ④整備された前年の所得・控除の内容から市市民税・県民税・森林環境税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑦当初税額確定後の異動情報の内容から更生し、納税義務者へ通知	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人市県民税システム	個人住民税システム、確定申告支援システム、国税連携システム、eLTAXシステム、中間サーバー	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	個人市県民税ファイル	個人住民税ファイル	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	地方税法第24条及び第294条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法別表第1(16) 番号法別表第2(1、2、3、4、6、8、10、15、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117)	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用請求 請求先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 税務課 TEL0879-26-1216	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 総務課 TEL0879-26-1214	事後	
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 計数時点	平成31年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 計数時点	平成31年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、確定申告支援システム、国税連携システム、eLTAXシステム、中間サーバー	個人住民税システム、確定申告支援システム、国税連携システム、eLTAXシステム、マイナンバーポータル申請管理システム、中間サーバー	事前	